

# MUFG Focus USA Weekly

## 経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY  
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)  
Director and Chief U.S. Economist

### トランプ政権が発表したインフラ再建計画について

#### 【要旨】

- ◇ トランプ政権は2月12日、「インフラ再建計画の素案」を発表した。インフラ再建計画は、「連邦政府による2,000億ドルの支出」や「インフラ認可プロセスの改善」が柱となっており、州地方政府や民間の資金を呼び込んで、向こう10年間で1.5兆ドルのインフラ投資を目指すものである。
- ◇ 連邦政府支出の内訳をみると、「①インフラ投資拡大へのインセンティブ付与」が1,000億ドル、「②地方のインフラ投資への補助金」が500億ドル、「③斬新なインフラプロジェクトの支援」が200億ドル、「④既存のインフラ関連資金調達制度の拡充」が200億ドル、「⑤連邦資本購入基金の設立」が100億ドルとなっている。
- ◇ 発表されたインフラ再建計画に対して与野党議員から反対意見が出てはいるものの、連邦政府支出は2,000億ドルに止まることから、法案可決のハードル自体は実際にはそれほど高くないとみられる。焦点は、本計画をもとに州地方政府や民間の資金を呼び込み、全体のインフラ投資額を1.5兆ドルまで拡大できるかどうかであろう。
- ◇ なお、インフラ投資拡大への“着手”は好ましい一方、現在の米国景気は減税効果などもあり、むしろ過熱が懸念される状況となっているため、インフラ投資による景気刺激効果が目先必要というわけではない。この点については、①「そもそも、インフラ投資は（認可期間の短期化を目指すとはいえ）実施までに時間がかかる」、②「連邦政府支出額を会計年度毎にみると、2023会計年度や2024会計年度の支出も多く、比較的分散している」等から、大きな問題にはならないと考えられるが、今後の展開に注視は必要である。

## トランプ政権は「インフラ再建計画の素案」を発表

トランプ政権は 2 月 12 日、53 ページからなる「インフラ再建計画の素案（Legislative Outline for Rebuilding Infrastructure in America）」を発表した。税制改革法が昨年末に成立したことで、インフラ投資の拡大は、次に取り組む重要政策課題の一つとなっている。今回発表された素案は、議会が今後法案を作成する上でのガイドラインと位置付けられる。

## 州地方政府や民間を含めて、合計で 1.5 兆ドルのインフラ投資を目指す

発表されたインフラ再建計画は、「連邦政府による 2,000 億ドルの支出」や「インフラ認可プロセスの改善」が柱となっており、州地方政府や民間の資金を呼び込んで、向こう 10 年間で 1.5 兆ドルのインフラ投資を目指すものである（第 1 表）。連邦政府支出が 2,000 億ドルに止まる点はこれまでの主張と同じだった一方、目標とする全体のインフラ投資額は、これまでの主張である 1 兆ドルから 1.5 兆ドルへ変更された<sup>(注 1)</sup>。

連邦政府支出の内訳をみると、「①インフラ投資拡大へのインセンティブ付与」が 1,000 億ドル、「②地方のインフラ投資への補助金」が 500 億ドル、「③斬新なインフラプロジェクトの支援」が 200 億ドル、「④既存のインフラ関連資金調達制度の拡充」が 200 億ドル、「⑤連邦資本購入基金の設立」が 100 億ドルとなっている<sup>(注 2)</sup>。

インフラ認可プロセスについては、効率化等を通じて、平均認可期間の大幅な短期化（10 年→2 年）を目指す。具体的にみると、認可に必要な環境レビューの簡素化等が中心となっているため、環境関連の規制緩和とも捉えられる。

なお、「官・民パートナーシップ」については、交通インフラの部分で言及される程度に止まった。また、上院民主党のインフラ投資計画（昨年 1 月発表）に盛り込まれていたような「米国製品で米国を再建するためのバイ・アメリカ条項」等は、盛り込まれていないように見受けられる。

(注 1) 目標とするインフラ投資額は、1 月 30 日の一般教書演説において「1.5 兆ドル」へ変更された。

(注 2) 連邦政府支出の内訳を昨年 6 月にトランプ政権が示していた金額と比較すると、「地方のインフラ投資への補助金」が 2 倍に拡大されている。

第1表：トランプ政権が発表した「インフラ再建計画の素案」(抜粋)

パート1: インフラ改善のための財源・資金調達支援	連邦政府支出
①インフラ投資拡大へのインセンティブ付与 ・新規調達の20%を上限に補助金の形で支給。一つの州が受け取れる上限は、補助金全体の10%。広範なインフラが対象 ・補助金は、運輸省、陸軍工兵隊(USACE)、環境保護局が管理。インフラプロジェクトの評価基準は、「連邦政府以外の資金調達の安定性」、「持続可能性」、「インフラプロジェクトの経済効果」等を含む	1,000億ドル
②地方のインフラ投資への補助金 ・補助金の80%は、各州へ自動的に支給(地方に住む人口等を基に金額を算出)。残りの20%は、州政府からの申請に基づき支給 ・人口5万人未満の地方のインフラ投資が主な対象	500億ドル
③斬新なプロジェクト(transformative projects)の支援 ・革新的で斬新なインフラプロジェクトに対し、連邦政府が資金を提供するほか、技術面で支援 ・商務省が本プログラムを管理	200億ドル
④既存のインフラ関連資金調達制度の拡充 ・TIFIA法(Transportation Infrastructure Finance and Innovation Act)等の既存制度の拡充に140億ドル支出 ・私的活動債(PAB)の拡充に60億ドル支出	200億ドル
⑤国有地のインフラ ・国有地におけるエネルギー開発等からの収入を蓄える基金を設立。国立公園のインフラ整備等に活用	-
⑥連邦政府が所有している不動産の譲渡 ・州地方政府や民間が管理した方が好ましい連邦政府資産について、売却を認める(売却の可能性がある資産の例としては、南西地域電力管理事業団の送電資産、ロナルド・レーガン・ワシントン・ナショナル空港、ダレス国際空港等)	-
⑦連邦資本購入基金(Federal Capital Financing Fund)の設立 ・単年度予算制約に伴う連邦政府の不動産購入コストの上昇を抑制	100億ドル
<b>パート2: インフラ改善のための追加措置</b>	
①交通インフラ(道路・公共交通・鉄道・空港) ・「州間高速道路での州政府の料金徴収機会の拡充」、「公共交通(transit)における官・民パートナーシップ、官・官パートナーシップ利用にかかわる制限を緩和」等	
②水インフラ	
③退役軍人省に関連するインフラ	
④土地の再活性化	
<b>パート3: インフラ認可プロセスの改善</b>	
①連邦政府の役割 ・環境レビューは、「一つの当局、一つの判断」で完了する体制を構築 ・環境レビューは21か月以内に完了。その後3か月以内での認可判断を当局に求める ・環境レビューの非効率な部分を改善 ・効率性を高めつつクリーンな水を保護 ・「クリーン・ウォーター法に関連した環境保護局の権限を抑制」、「汚染物質排出削減システムに基づく認可期間を、現行の5年から15年に長期化」等 ・保護された国有地、歴史的資産に関連する非効率を改善 ・国立公園局管轄の土地を通るパイプラインについて、敷設認可権限を内務長官に付与	
②州政府への権限委譲	
③(環境レビューに代わる新たな環境影響評価を試みる)パイロット・プログラムの設立	
④司法改革 ・連邦政府のインフラ認可に対する出訴期間を、現行の6年から150日に短縮	
<b>パート4: 労働者訓練</b>	
・「ペル・グラント奨学金の対象拡大」、「キャリア・技術教育の改革」、「ライセンス要件の改革」等	

(資料) ホワイトハウス資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## インフラ再建法案を可決するためには、民主党議員の支持も必要

発表されたインフラ再建計画に対して、民主党議員からは「連邦政府の支出が少ない」、「(連邦政府の支出が少ないため)州地方政府による料金や税金の引き上げが相次ぐ」、「インフラプロジェクトの認可期間の短期化は、環境問題の悪化に繋がり得る」等の批判が出ている。一方、共和党の保守強硬派からは「連邦政府による 2,000 億ドルの支出は、一段と財政収支を悪化させる」等の批判が出ている<sup>(注3)</sup>。

共和党は議会の両院で過半数を占めているが、上院(定数 100)でインフラ再建法案を可

決するためには 60 票の賛成が必要となる。そのため、一部民主党議員からの支持も得なければならない状況だ。

(注 3) 議会ではインフラ投資の財源として、連邦ガソリン税の引き上げも取り沙汰されている。連邦ガソリン税は、1993 年以来引き上げられていない。

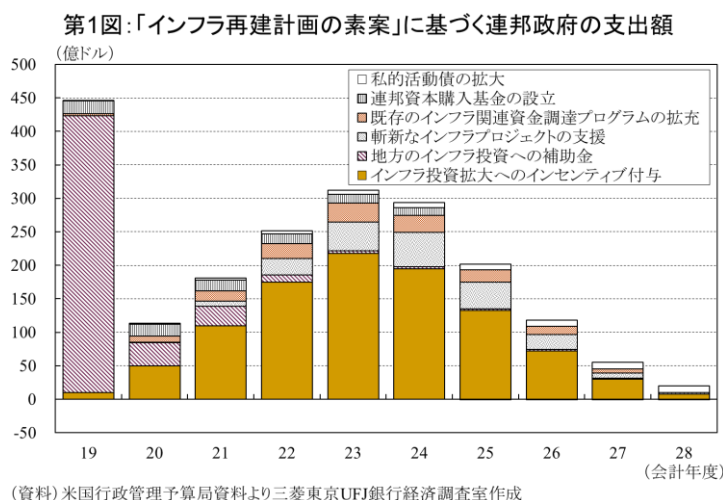
## 実現した場合でも、短期の景気刺激効果はそれほど強まらない見通し

米国ではインフラの老朽化が問題となっており、「中長期の生産性向上」や「格差対策」等の観点からも、インフラ投資の拡大が期待されている。

前述の通り、発表されたインフラ再建計画に対して与野党議員から反対意見が出てはいるものの、連邦政府支出は 2,000 億ドルに止まることから、法案可決のハードル自体は実際にはそれほど高くないとみられる。焦点は、本計画をもとに州地方政府や民間の資金を呼び込み、全体のインフラ投資額を 1.5 兆ドルまで拡大できるかどうかであろう。

なお、インフラ投資拡大への“着手”は好ましい一方、現在の米国景気は減税効果などもあり、むしろ過熱が懸念される状況となっているため、インフラ投資による景気刺激効果が目先必要というわけではない。この点については、①「そもそも、インフラ投資は（認可期間の短期化を目指すとはいえ）実施までに時間がかかる」、②「連邦政府支出額を会計年度毎にみると、2023 会計年度や 2024 会計年度の支出も多く、比較的分散している（第 1 図）」等から、大きな問題にはならないと考えられるが、今後の展開に注視は必要である<sup>(注 4)</sup>。

(注 4) 目先 2019 会計年度の支出額も多くなっているが、この内訳は主に「地方のインフラ投資への補助金」である。連邦政府から州地方政府へ資金は交付されるものの、実際にインフラ投資に活用されるまでには時間がかかると考えられる。



(2018年2月20日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.